

子ども・子育て支援金制度の Q&A

Q1、Q2 はこども家庭庁 HP より抜粋（一部改編）

Q1. なぜこどもがいない方や子育てを終えている方まで払わなければならないのですか？

- 少子化・人口減少の問題は、日本の経済全体、地域社会全体の問題であり、こどもがいない方や子育てを終えている方などにとっても、極めて重要な課題です。
- したがって、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持つものです。
- また、事業主の皆様にとっても、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、極めて重要な受益になります。

Q2. 子ども・子育て支援金の創設により負担が増えるのではないですか？

- 今回、総額 3.6 兆円規模の給付拡充を図ることとしています。その財源確保に当たっては、現下の経済状況や財政状況を踏まえ、増税か国債発行かではなく、社会保障分野における歳出改革等に取り組むこととしています。具体的には、既定予算の最大限の活用等と歳出改革等による公費節減の効果で 7 割（2.6 兆円）を確保することとしており、残る 1 兆円について、支援金制度を創設して確保することとしています。
- 支援金制度は、こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える仕組みとして皆様に拠出をお願いするものですが、支援金として拠出いただく 1 兆円分については、医療・介護の徹底した歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じない（社会保障負担率（※）を上昇させない）こととしています。

※ 国全体でみた国民所得に対する社会保険料負担の割合

Q3. 子ども・子育て支援金の創設にあたり、国は歳出改革を行うとしていますが、どのようなになっていますか？

- 歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に沿って、令和 10 年度までの各年度の予算編成過程において具体的な内容を検討・決定していくこととしています。

修正

Q4. 人事給与システムを改修し、給与明細に子ども・子育て支援金を表示する必要がありますか？

- こども家庭庁の事務連絡において、被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として子ども・子育て支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、支援金制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細書にその内訳を示す取組についてご理解・ご協力をお願いしたいこととしています。
- また、給与明細書に内訳を示すことが難しい場合も、保険料の一部に子ども・子育て支援金が含まれることについて、被保険者に周知頂きたいとのことです。
- なお、上記につきましては、こども家庭庁より経団連等の事業主団体を通じて企業等に依頼しており、各健康保険組合等においても、事業主への協力依頼に努めることが求められています。

Q5. 子ども・子育て支援金の徴収はいつから始まりますか？

- 施行期日が令和8年4月1日になりますので、令和8年4月分保険料（5月納付分）より徴収開始になります。
※なお、医療保険者が国（支払基金）へ納付する子ども・子育て支援納付金の請求時期については、こども家庭庁において、初年度は、各医療保険者の支援金収入がある程度積みあがってから開始（令和8年の夏頃を想定）することを検討しています。
- また、子ども・子育て支援金の徴収に関しては、社会保険制度の中でも医療保険制度は、
 - i) 他の社会保険制度（厚生年金、介護保険等）と比較して賦課対象者が広いこと
 - ii) 現行制度においても、後期高齢者支援金や出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれていること
 - iii) 急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることが、医療保険制度の持続可能性を高めることから、子ども・子育て支援金は医療保険料とあわせて徴収されることとなりました。

Q6. 子ども・子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）と子ども・子育て支援金との違いは何ですか？

- 子ども・子育て拠出金は、児童手当の他、仕事と家庭の両立を支援する事業として、放課後児童クラブ、延長保育事業、病児保育事業、企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業、0～2歳児に係る保育の運営費等に充てられていますが、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を支援し、将来の労働力の確保に資するという観点から、事業主の皆様に出金いただいています。
- 一方で、子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充や、こども誰でも通園制度、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、育児時短就業給付等に充てられますが、少子化・人口減少が危機的な状況にある中、これらのこども・子育て政策の給付拡充のため、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、ご高齢の方や事業主の皆様を含む全世代・全経済主体から、医療保険料とあわせて拠出いただくものです。
- また、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設されました。（参考参照）
- なお、子ども・子育て拠出金については、こども家庭庁と事業主団体が協議をしながら制度運営がなされていますが、昨年度の「事業主団体との協議の場」においては、事業主団体側から拠出金の在り方について検討すべきとの意見が出されており、「事業主団体との協議の場」において協議が行われていくものと承知しております。

子ども・子育て支援特別会計の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設する。

【特別会計に関する法律】

- ① 子ども・子育て支援特別会計は、児童手当、子どものための教育・保育給付、妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付、育児休業等給付等に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。
- ② 子ども・子育て支援特別会計を「子ども・子育て支援勘定」及び「育児休業等給付勘定」に区分し、子ども・子育て支援勘定は内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定は厚生労働大臣が管理する。 ※主な歳入・歳出は右図のとおり。
- ③ 事業主拠出金、子ども・子育て支援納付金、雇用保険料といった特定の財源に係る決算剰余金が、特定の財源を充当する経費以外に使われることのないよう、子ども・子育て支援勘定に「積立金（事業主拠出金）」及び「子ども・子育て支援資金（子ども・子育て支援納付金）」、育児休業等給付勘定に「育児休業給付資金（育児休業給付に充てる雇用保険料）」を置き、分別管理する。
- ※ 上記に伴い、年金特別会計・労働保険特別会計にかかる規定につき所要の整備を行う。

